

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

JPQR (店舗提示型)

キャッシュレス推進協議会が策定したQR・バーコード決済の統一規格。既に開始されている「利用者提示型」に続き、「店舗提示型」も全国での本格運用が開始された。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

5/18(月) 大安 国際親善デー

19(火) 赤口

20(水) 先勝 小満

21(木) 友引

22(金) 先負

23(土) 仏滅 旧暦5月1日

24(日) 大安

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
5/11(月)	20,391 △212	107.17 ▼0.80
12(火)	20,367 ▼24	107.55 ▼0.38
13(水)	20,267 ▼100	107.05 △0.50
14(木)	19,915 ▼352	106.86 △0.19
15(金)	20,037 △122	107.09 ▼0.23

持続化給付金の申請における申告書の代替

持続化給付金を申請する際に必要な書類として、事業収入が前年同月比50%以上減少となった月(対象月)の直前の事業年度(個人事業主は令和元年度)に係る「確定申告書第一表の控」があります。

原則として收受日付印が押印されていること(e-Taxの場合は「受信通知」を添付)が必要ですが、申告期限の延長などにより收受印等がある確定申告書類の控えを提出できない場合は、以下の代替となる書類の提出による申請も可能です。

◆中小法人等の場合

中小法人等の場合、①税理士の押印及び署名がなされた前事業年度の月次の事業収入を証明する書類(様式自由)、又は②2事業年度前の確定申告書類の控えを代替の書類として提出できます。

ただし、②の場合は、対象月の比較や給付額の算定を2事業年度前の事業収入を用いて行います。

◆個人事業主の場合

個人事業主の場合、「納税証明書」を提出することで、收受印等のない確定申告書類の控えを用いることができます(納税証明書の提出がない場合でも申請は可能ですが、給付まで時間を要します)。

また、令和元年度分の確定申告書類の控えを提出できない場合は、①令和元年度分の住民税の申告書類の控え、又は②平成30年度分の確定申告書類等の控えを代替として申請できます。

ただし、①の場合は月別の収入が確認できないため、年間事業収入を12ヶ月で割った月平均の事業収入を、対象月の事業収入と比較して判定します。また、②の場合は平成30年度分の事業収入を用いて給付額の算定等を行います。

■この記事の詳細は、情報BOX201518

雇用調整助成金の申請手続の更なる簡素化

雇用調整助成金の申請手続について、以下のよう簡素化が実施されます。

◎小規模事業主の助成額の算定……助成額は平均賃金により算定しますが、小規模事業主(従業員が概ね20人以下)は実際に支払った休業手当額で算定【支払った休業手当額×助成率】ができます。

◎平均賃金額の算定(上記以外の事業主)……①平均賃金額は源泉所得税の納付書により算定【納付書の支給額÷人員数】ができる、②年間所定労働日数は休業実施前の任意の1ヵ月分をもとに算定【1ヵ月の所定労働日数×12】ができます。

◎休業等計画届の提出が不要……休業等計画届の提出を不要とし、支給申請のみの手続とします。

NHKの受信料が免除される事業者は

NHKは、現在実施されている持続化給付金の給付決定を受けた事業者に対して、事業所契約の受信料免除を行います。

この免除措置は、令和3年3月末までにNHKに免除の申請を行った場合に限られます。また、免除期間は申請をした月とその翌月の2ヵ月間となります。

申請を行う場合は、免除申請書(NHKホームページからダウンロード)と持続化給付金の給付通知書(コピー)を郵送により提出します。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

持続化給付金の申請の際に提出する証拠書類等に関する特例

◆持続化給付金の概要

持続化給付金は、新型コロナウイルスの影響により、令和2年1月以降の事業収入（売上）が前年同月比で50%以上減少している月（以下「対象月」）があること等の要件を満たす中小法人や個人事業者に対して給付金を支給するものです。

法人は200万円、個人事業者は100万円を上限額として、対象月の属する事業年度の直前の事業年度（個人事業者は令和元年）の年間事業収入から、対象月の事業収入に12を乗じた額を差し引いた金額を給付します。

申請期間は、令和2年5月1日から令和3年1月15日までとなり、原則として持続化給付金の申請用ホームページからの電子申請となります。

◆申請の際に提出する書類等（証拠書類等）

【中小法人等の場合】

①対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控え、及び法人事業概況説明書の控え

※確定申告書別表一の控えには收受日付印が押印されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付することが必要です。

②対象月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面など）

③法人名義の振込先口座の通帳の写し

【個人事業主の場合】

①令和元年（2019年）分の確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控え（白色申告の場合は令和元年（2019年）分の確定申告書第一表の控え）

※確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印（税務署でe-Taxにより申告した場合は受付日時が印字）されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付することが必要ですが、收受日付印等がない場合は「納税証明書（その2 所得金額用）」を併せて提出することで、收受日付印等の代替となります。なお、收受日付印等がなく、納税証明書による代替提出もない場合でも申請は受け付けられますが、給付までに通常よりも大幅に時間を要します。

②対象月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面など）

③申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し

④本人確認書類

◆証拠書類等に関する特例

【中小法人等の場合】

上記の証拠書類等の について、確定申告書類を提出できない場合、又は確定申告書別表一の控えに收受日付印がない場合は、次のいずれかの書類で代替できます。

①直前の事業年度の確定申告期限内であり、又は申告期限が延長されており、かつ当該確定申告を完了していない場合は、「対象月の属する事業年度の2事業年度前の確定申告書類の控え」

※この場合、事業収入が2事業年度前の同月比で50%以上減少した月が対象月となり、給付額は2事業年度前の年間事業収入を用いて算定します。

②その他相当の事由で提出できない場合は、「対象月の属する事業年度の直前の事業年度における月次の事業収入を証明する書類で、税理士による押印及び署名がなされたもの（様式自由）」

【個人事業主の場合】

上記の証拠書類等の について、確定申告書類の控えを提出できない場合は、次のいずれかの書類で代替することが認められます。

①令和元年（2019年）分の確定申告の義務がない、その他相当の事由により提出できない場合は、「令和元年（2019年）分の住民税の申告書類の控え」

※この場合、令和元年（2019年）の月次の事業収入が記載されないことから、年間事業収入を12ヵ月で割った月平均の事業収入と対象月の事業収入を比較します。

②「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」（令和2年4月6日国税庁）に基づき、令和元年（2019年）分の確定申告を完了していない場合、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合又はその他相当の事由により提出できない場合は、「平成30年（2018年）分の確定申告書類等の控え又は平成30年（2018年）分の住民税の申告書類の控え」

※この場合、事業収入が平成30年（2018年）の同月比で50%以上減少した月が対象月となり、給付額は平成30年（2018年）の年間事業収入を用いて算定します。